

## 省エネ機器更新促進補助金（市民用）

## 申請の手引き

※本補助金で補助金の交付（支払い）を受けた方はお申込みいただけません。

## 手続きの流れ

発注前にやること

## ① 事前登録

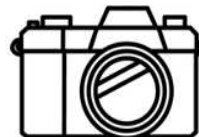
市ホームページから登録 **【市民（世帯主）】**

※全2回の受付期間のうち、申請は1世帯1回限り

申込順で各回予算の上限に達し次第**受付終了**

第1回：令和5年 8月 1日(火)～令和5年 8月31日(木)

第2回：令和5年 11月 1日(水)～令和5年 11月30日(木)

登録前に  
P.5の補助要件を  
チェック!!(注)更新前の  
写真撮影を  
忘れずに!!

発注以降にやること

## ② 購入、設置、支払

第1回：事前登録完了日～令和5年10月31日(火)

第2回：事前登録完了日～令和6年1月31日(水)

※上記期間内に全て完了させることが必要!!

事前登録後  
速やかに!!

## ③ 交付申請書兼実績報告書・請求書の提出

市ホームページから様式を印刷し、**郵送**で提出第1回：令和5年10月31日(火) **必着** 第2回：令和6年 1月31日(水) **必着**書類審査は  
1か月～  
2か月程度

【相模原市】書類審査



【相模原市】交付決定等通知書の送付と補助金の振込

# 目次

## 1 補助金の概要

・ 目的	P. 1
・ 補助対象	P. 1
・ 補助率と補助上限額	P. 1
・ 各回期間と書類提出期限	P. 2
・ 補助対象項目	P. 3
・ 補助対象となる経費	P. 4
・ 補助対象とならない経費	P. 4
・ 補助金を申請できる方の要件	P. 5
・ 補助金の申請例	P. 5
・ その他の注意事項	P. 6

## 2 手続きの流れ

・ 事前登録	P. 7
・ 購入、設置、支払	P. 8
・ 交付申請書兼実績報告書・交付請求書の提出	P. 8
・ 提出書類	P. 9
・ 領収書に関する注意点	P. 10
・ 補足（領収書について）	P. 11
・ （市）書類審査	P. 12
・ （市）交付決定等通知書送付と補助金の振込	P. 12

## 3 その他

・ お問合せ先	P. 13
・ 申請書郵送先と書類提出期限	P. 13
・ 市ホームページ	P. 13

## 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている家庭に対し、エネルギー費用負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減につながることを目的に、省エネ性能に優れた機器への更新を促進します。

## 補助対象

**市内の居宅**に設置している『補助対象機器』（12品目）を『必要な省エネ性能』を満たす同一の機器へ「**更新**」すること。更新機器は「**市内事業者**」への発注が条件です。

※『補助対象機器』や『必要な省エネ性能』の詳細は、P.3を参照してください。

### 【重要】「更新」とは

既存機器を撤去・処分し、代わりに必要な省エネ性能を満たす同一の機器に**買い替えること**

※**新規購入のみ**（既存機器の撤去・処分を伴わないもの）

※**中古品への更新**

補助対象となりません。

### 【重要】「市内事業者」とは

相模原市内に所在地を置き、かつ領収書等を市内の所在地で発行できる事業者です。

（法人、個人事業者は問いません。）

※「**市内事業者**」以外に発注したものは補助対象となりません。

## 補助率と補助上限額

補助率：補助対象経費（税抜金額）の**3分の1**

補助上限額：最大**5万円**

**補助対象機器の購入費のみ!!**

補助金額は  
千円未満切り捨て  
で計算

### 補助金の計算例

補助対象経費（税抜）

補助率

補助金額

104,500円

×

1/3

=

34,833円

➡

34,000円

230,500円

×

1/3

=

76,833円

➡

50,000円

## 各回期間と書類提出期限

	事前登録 受付期間	補助対象期間 (購入、設置、支払)	交付申請書兼実績報告書 交付請求書 提出期限
第1回	8月1日(火) 9時 ～ 8月31日(木) 17時	事前登録完了日 ～ 10月31日(火)	10月31日(火) <b>【必着】</b>
第2回	11月1日(水) 9時 ～ 11月30日(木) 17時	事前登録完了日 ～ 令和6年 1月31日(水)	令和6年 1月31日(水) <b>【必着】</b>

### 事前登録完了日



事前登録完了日より前に  
購入、設置、支払したものは  
補助対象となりません。

### 補助対象期間

※補助対象期間を過ぎて購入、設置、支払したものは補助対象となりません。

※購入予定機器の欠品等により補助対象期間内に購入、設置、支払が完了しない場合、提出期限（必着）までに交付申請書兼実績報告書・交付請求書の提出がない場合は、**補助対象となりません。**

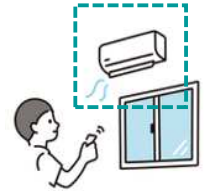
※納品等のスケジュールについて事前に発注先の市内事業者にご確認ください。

## 補助対象項目

『補助対象機器』及び『必要な省エネ性能』は次のとおりです。

### 補助対象機器 <市内事業者への発注が条件>

- |                 |         |              |         |
|-----------------|---------|--------------|---------|
| ①エアコン           | ②テレビ    | ③照明器具(電球を含む) |         |
| ④電気冷蔵庫          | ⑤電気冷凍庫  | ⑥電気便座        |         |
| ⑦エコキュート(電気温水機器) | ⑧石油温水機器 |              |         |
| ⑨ガス温水機器         | ⑩ガスコンロ  | ⑪ガスオーブン      | ⑫ガスストーブ |



※中古品は補助対象外

### 必要な省エネ性能

次の①又は②の基準を満たしている製品

- ① 統一省エネラベルの多段階評価点が各製品の最新の目標年度で★★★(3.0)以上
- ② トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率が各製品の最新の目標年度で100%以上)

#### 【省エネ性能の確認方法】

※参考：統一省エネラベル



#### Ⓐ 多段階評価点

市場における製品の省エネ性能を高い順に多段階評価点の高い順に5.0~1.0までの41段階の数字と★の数で表示

#### Ⓑ 省エネ基準達成率

トップランナー基準における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示

100%以上達成は緑色のマーク



緑色が補助対象

※「省エネ性能」や「最新の目標年度」は、カタログ等でご確認いただく又は「省エネ型製品情報サイト」<https://seihinjyoho.go.jp>をご覧ください、補助対象機器を選ぶ際の参考にしてください。

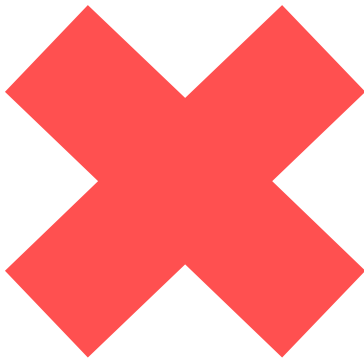
※補助対象項目の可否については、発注する「市内事業者」への確認もあわせてお願いします。

## 補助対象となる経費

・補助対象機器の購入費のみ!!

※購入費の合計金額が10,000円(税抜)以上の場合は1回にまとめて申請可能

## 補助対象とならない経費



※購入費の合計金額が10,000円(税抜)未満の場合は対象外

- ・対象機器の設置作業にかかる経費
- ・配送料
- ・既存機器の撤去・処分にかかる経費
- ・家電リサイクル料
- ・収集運搬費
- ・消耗品（交換フィルター等）、原材料費
- ・各種保証料・保険料、リース料等
- ・消費税及び地方消費税
- ・サービス料、登録料及び使用料
- ・振込手数料や代引き手数料
- ・クレジットカード会社・店舗等から付与されたポイントでの支払い分
- ・その他市長が適当でないと認める費用 等

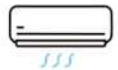
(例) エアコン設置工事の場合  
領収書合計金額 256,400円(税抜)

	内訳	数量	金額
対象	エアコン本体 (型番: □□)	1	200,000
対象外	設置費	1	30,000
	配管工事費	1	20,000
	家電リサイクル料	1	900
	収集運搬費	1	5,500

※補助対象経費はエアコン本体のみ!!

エアコン本体 200,000円(税抜)の補助率1/3  
補助上限額 最大5万円

⇒ 補助金額 50,000円



○ 補助対象となる経費に該当していても、次の場合は対象となりません。

- ✖ 申請者が販売している機器を申請者自身から調達する場合  
(外注・委託しないもの)
- ✖ 申請者（発注者）と受注者が同一のもの



## 補助金を申請できる方の要件

次の①～⑦の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 事前登録から書類提出時点において継続して相模原市内に住民登録がある世帯主であること
- ② 更新(買い替え)する機器の設置場所が住民票に記載された相模原市内にある居宅であること
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ 本補助金で補助金の交付(支払い)を受けていないこと(1世帯1申請)
- ⑤ 同一の機器について、国や県等(本市を含む)の他の補助金を受けていないこと(受ける見込みを含む)
- ⑥ 第1回又は第2回の受付期間において事前登録を行っていること
- ⑦ 自己の所有でない居宅に対して工事を行う場合には、所有者との調整が済んでいること

○ 上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

- ✖ 相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であること
- ✖ 法令等に違反する活動を行っているもの
- ✖ その他市長が適当でないと認めるもの

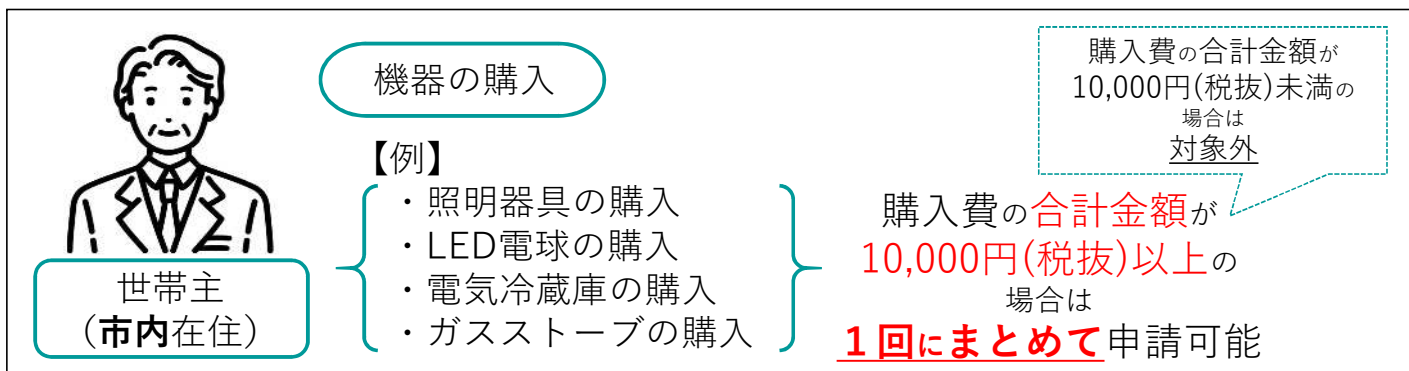
## 補助金の申請例

○ 申請できる回数は、**1世帯1回限り**です。

※ 同一世帯における複数申請はできません。

【例】 市内の自宅に、複数の機器を購入する場合

機器の購入費が合算して10,000円(税抜)以上になる場合は**1回にまとめて**申請してください。



## その他の注意事項

### ●事前登録内容の変更・取り下げについて

登録内容に変更（※）が生じた場合や登録を取り下げる場合は、下記のお問合せ先まで速やかにご連絡ください。

※購入機器や数量の変更等により、事前登録の予定金額と比べて**補助対象経費の合計金額に10,000円(税抜)以上の増減が生じる場合は、事前にご連絡**をお願いします。  
なお、軽微な変更の場合のご連絡は不要です。

※機器購入後の返品・交換や交付決定・額確定通知後の交付決定金額の変更はできません。



#### <お問合せ先>

相模原市省エネ機器更新促進補助金 コールセンター

☎ 042-769-9268

受付日時：令和6年2月29日(木)まで  
8:30～17:00

※年末年始（令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)）を除く

### ●交付決定の取消及び補助金の返還について

次のいずれかの場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- ① 補助金を申請できる方の要件を満たさなくなったとき
- ② 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ③ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき
- ④ 法令等に違反したとき
- ⑤ 誓約事項に違反したとき
- ⑥ 同一の機器について、国や県等(本市を含む)の補助金を受けることとなったとき
- ⑦ その他市長が不適正と認めたとき

### ●財産処分について

補助金交付決定者は、補助事業により取得した機器を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

なお、市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとなります。



# 事前登録

事前登録

購入  
設置  
支払

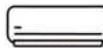
交付申請書兼実績報告書  
交付請求書  
提出

(市)  
書類審査

(市)  
交付決定等通知書送付  
補助金の振込

① 事前に市内事業者から**予定金額**(対象機器の価格)を**確認**してください。

P.9「撮影するポイント」を確認!!

●必ず『**更新前の写真**』を撮影  しておいてください。

## ② 市ホームページから事前登録

受付期間内であっても、申込順で  
各回予算の上限に達し次第、受付  
を終了させていただきます。

●受付期間は、**第1回**: 令和5年 8月 1日(火) 9時 ~ 令和5年 8月31日(木) 17時  
**第2回**: 令和5年 11月 1日(水) 9時 ~ 令和5年 11月30日(木) 17時

相模原市省エネ機器更新促進補助金 (市民用)

Q検索

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1028687.html>

●市ホームページの「省エネ機器更新促進補助金事前登録」から、次の手順で行ってください。

### (1) 事前登録フォームに入力

市ホームページに掲載されたURLにアクセスし、申請者氏名、住所、連絡先、予定金額等を入力し、登録を完了してください。

### (2) 申込完了通知メールの受信

登録が完了すると、登録メールアドレス宛に事前登録の申込完了通知メールが自動送信されます。

※受信制限によりメールが届かないことがありますので、「[no-reply@sagamihara-eco-appliances.jp](mailto:no-reply@sagamihara-eco-appliances.jp)」から送信されるメールを受信できるよう、事前に設定を変更してください。

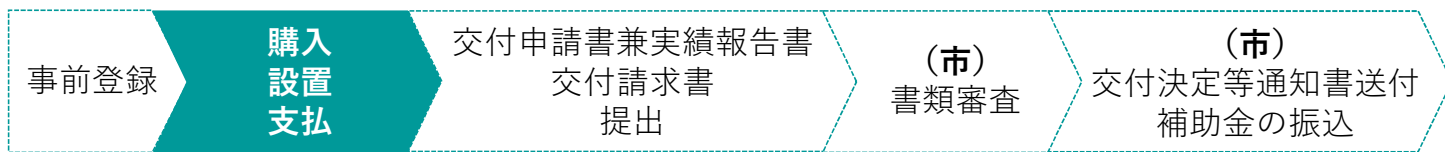
**【重要】** 申込完了通知メールに記載されている「**事前登録番号**」は、交付申請書兼実績報告書・交付請求書の提出の際に必要です。

インターネット環境が無い場合等、市ホームページから事前登録ができない方は、FAX用の事前登録票をお送りしますので、P.13のお問合せ先までご連絡ください。FAXによる事前登録の場合、手続きに日数を要することをあらかじめご了承ください。

●市から、書面による事前登録完了の通知や連絡はいたしません。上記(2)申込完了通知メールの送信のみとなります。申込完了通知メールを受信後、速やかに**購入、設置、支払**を行い、交付申請書兼実績報告書・交付請求書をご提出ください。⇒ P.8へ

## P.7 手続きの流れ

## 購入、設置、支払



### ● 申込完了通知メールを受信後、購入、設置、支払をしてください。

補助対象期間（購入、設置、支払をする期間）は、

第1回：事前登録完了日～令和5年10月31日(火)

第2回：事前登録完了日～令和6年1月31日(水) です。

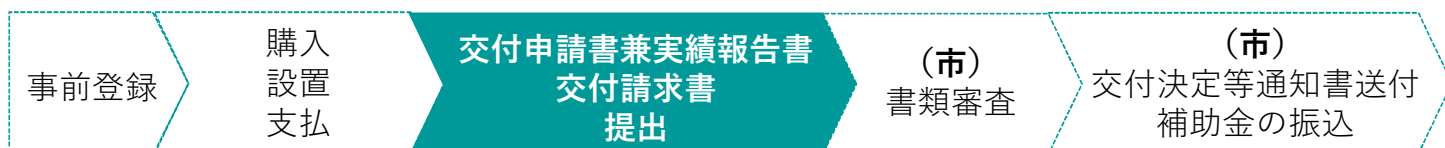
※登録完了後に自動送信される申込完了通知メールを確認



次の(1)(2)は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 事前登録完了日より前に購入、設置、支払をしたもの
- (2) 補助対象期間内（詳細はP.2）に購入、設置、支払が完了しないもの

## 交付申請書兼実績報告書・交付請求書の提出



### ① 提出書類（P.9）を作成・用意(様式は市ホームページから印刷)します。

相模原市省エネ機器更新促進補助金（市民用）

検索

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1028687.html>

### ② ①で作成・用意した提出書類を郵送で提出します。

#### 申請書 郵送先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市 省エネ機器更新促進補助金事務局 宛

#### 提出期限

第1回：令和5年10月31日(火)【必着】  
第2回：令和6年1月31日(水)【必着】



交付申請書兼実績報告書・交付請求書の提出完了です。

P.8 手続きの流れ

## 提出書類

- 【お願い】** ・手書きで作成する場合は、**ボールペンで記入**してください。  
・鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープは使用できません。

- (1) 交付申請書兼実績報告書
- (2) 誓約書及び同意書
- (3) 交付請求書
- (4) 交付申請兼実績報告・請求書類  
チェックリスト

市ホームページに  
**「様式」と「記入例」**を  
掲載しています。

提出前にご確認ください。

- (5) 住民票

**【※注意】個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの**

- 確認 1 事前登録完了日以降に発行されたものか
- 確認 2 市内に住民登録がある世帯主が記載されたものか

- (6) 領収書の写し

**P.10「注意点」及びP.11「補足」**をご確認ください。

- (7) 省エネ性能が確認できるカタログ・仕様書等の写し

- (8) 振込先(世帯主)の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・  
口座名義人(カナ)がわかるものの写し

※通帳の表紙をめくった見開き2ページ、インターネットバンキングの画面 等  
※申請者と口座名義人は一致している必要があります。

- (9) 更新前後の機器を確認できる写真

**※撤去・処分する機器の写真的撮り忘れに  
ご注意ください!!**

**【※注意】 2枚の写真を用意!!**

- ①「撤去・処分する機器」と
- ②「更新(買い替え)した機器」の写真



### 【撮影するポイント】

- ※**更新前**と**更新後**の機器が分かるように撮影してください。
- ※**複数購入(同一機器を含む)**した場合は「全ての機器(更新箇所)」の撮影が必要です。
- ※更新箇所(全体像)が分かるように、広い範囲を撮影してください。
- ※購入した機器は箱等から取り出し、「本体」を撮影してください。

●インターネット環境が無い場合等、市ホームページから(1)~(4)の様式を印刷できない方、本補助金についてご不明な点がある方は、P.13のお問合せ先までご連絡ください。

## P.9 手続きの流れ (提出書類)

# 領収書に関する注意点

次の **5つの要件を全て満たしている領収書** をご用意ください。

市内事業者から発行されたものである

- **領収書に本社（市外）の住所しか記載されていない場合**  
⇒ 発行した市内の店舗名、住所が確認できる店舗印等を領収書の余白に押印していただき、ご提出ください。

領収書

相模 太郎 様 発行日 2023年〇月〇日

株式会社△△△ 本社  
東京都□□市◆◆123-4

株式会社△△△ 相模原支店  
神奈川県相模原市◇◇区▲▲567-8

申請者宛に発行されたものである

- **世帯主のフルネームが記載されているかご確認ください。**

領収書

相模 太郎 様 発行日 2023年〇月〇日

株式会社■ ■ ■ ■ 相模原営業所  
神奈川県相模原市◇◇区▽▽910-11

購入機器の名称と型番が記載されたものである

税込金額が分かる金額表記である

合計金額の内訳が分かる表記である

領収書

相模 太郎 様 発行日 2023年〇月〇日

但し、ガスストーブ（型番：ABC1213）1台分として

株式会社■ ■ ■ ■ 相模原営業所  
神奈川県相模原市◇◇区▽▽910-11

(例) エアコン設置工事の場合

○ 領収書 合計金額 256,400円(税抜)

内訳	数量	金額
エアコン本体 (型番：□□)	1	200,000
設置費	1	30,000
配管工事費	1	20,000
家電リサイクル料	1	900
収集運搬費	1	5,500

✕ 領収書 合計金額 256,400円(税抜)

内訳	数量	金額
エアコン設置	一式	256,400

※補助対象経費はエアコン本体のみ

（エアコン本体 200,000円(税抜)の補助率1/3

補助上限額 最大5万円

⇒補助金額 50,000円

## 補足（領収書について）



領収書の様式に指定はありますか。

領収書の様式に指定はありませんが、次の点をご確認ください。

- 市内事業者から発行されたものであること  
※領収書に本社（市外）の住所しか記載されていない場合は、発行した市内の店舗名、住所が確認できる店舗印等を領収書の余白に押印していただいでください。
- 宛名に申請者（世帯主）のフルネームが記載されていること
- 購入機器の名称と型番が記載されていること
- 発行日がわかること
- 領収書に内訳が記載されていない場合は、領収書に加えて内訳がわかる請求書等の提出が必要です。
- 5万円以上の領収書の場合は、収入印紙が貼ってあること  
※5万円以上の領収書で収入印紙の貼付がない場合は、領収書に理由を記載していただいでください。  
【例】電子領収書のため収入印紙不要、クレジットカード利用 等



支払い方法が振込みのため、領収書が発行されない場合はどうしたらよいですか。

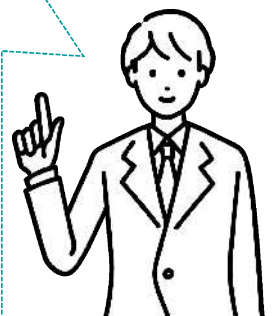
領収書の代わりに、請求書の写しと次のA～Cのいずれかをご提出ください。

### 請求書の写し

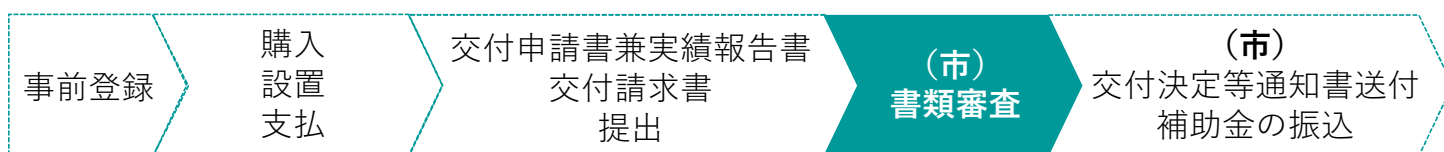


- A 銀行振込明細書（ATMから出力されるご利用明細票）の写し
- B 振込金受取書の写し（窓口で振り込んだ場合）
- C 預金通帳の該当ページの写し と 通帳の表紙の写し

いずれか



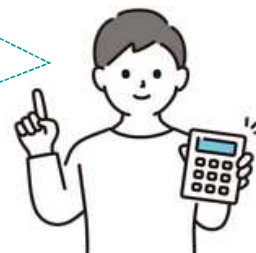
## (市) 書類審査



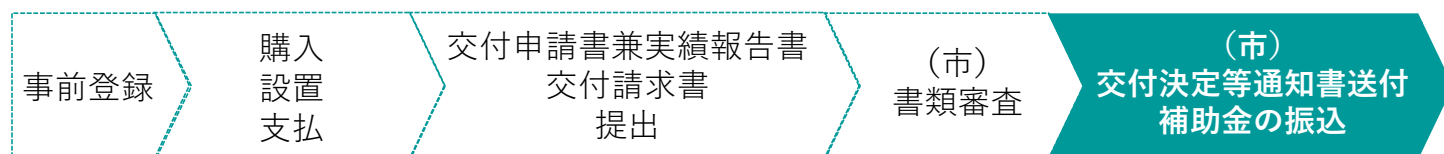
- 書類審査は、1か月～2か月程度の日数を要します。

※申請書類に不備や不足がある場合は、上記より多くの日数を要することがあります。

あらかじめご了承ください。



## (市) 交付決定等通知書送付と補助金の振込



- 書類審査完了後、申請者宛に「交付決定等通知書」を郵送し、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。





## お問合せ先

相模原市省エネ機器更新促進補助金 コールセンター

☎ 042-769-9268

受付日時：令和6年2月29日(木)まで

8:30～17:00

※年末年始（令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)）を除く

## 申請書郵送先と書類提出期限

### 申請書郵送先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 省エネ機器更新促進補助金事務局 宛

### 書類提出期限

第1回：令和5年10月31日(火) 【必着】

第2回：令和6年 1月31日(水) 【必着】

## 市ホームページ

相模原市省エネ機器更新促進補助金（市民用）

🔍 検索

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1028687.html>

